

# 山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例について

～ おおいきいき 笑顔と健康はいい歯から～

歯・口腔くわうの健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりかんで食べることを可能にするだけでなく、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持増進する上での重要な要素となっている。

このため、乳幼児期及び学齢期においては、健やかな成長発育を促すために、適切な食習慣の定着等とともに、むし歯の予防対策等を推進すること、成人期においては、健康で元気な体を保持するために、歯周病の予防対策を推進すること、高齢期においては、生涯現役で充実した生活を送るために、歯の喪失等を防ぐことが大切である。

しかし、県内においては、市町間で妊産婦や成人に対する歯科検診など、住民への歯科保健サービスに差異が生じている。また、自立的に歯・口腔の健康づくりに取り組むことが困難な乳幼児、障害者等や地理的条件により歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する十分な配慮が必要とされている。

このような状況の中で、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、等しく歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備することは重要な課題である。

ここに、県民がいつまでも元気でいきいきとした人生を過ごすことができるよう、県民一人一人が歯・口腔の健康づくりの重要性を理解し、自ら責任を持って行動するとともに、県、市町、関係機関が協働して、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組むことを決意し、本条例を制定する。

## 第1条（目的）

歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、県民、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与する。

## 第2条（定義）

「歯・口腔の健康づくり」：歯、歯周組織等の健康を保持増進し、咀嚼そしゃく、嚥下えん等の歯・口腔が有する機能を維持向上すること

「歯科医師等」：歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者

「教育保育関係者」：学校教育法に規定する学校又は専修学校、児童福祉法に規定する保育所その他の保育施設において、歯・口腔の健康づくりに関する指導を行う者

## 第3条（基本理念）

歯・口腔の健康づくりについて、

県民一人一人がその重要性を理解し、生涯を通じて自ら取り組む。

県、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び保険者が、その責務又は役割を自覚し、県民が、適切な歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備する。

#### 第4条（県の責務）

歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。

#### 第5条（市町等との連携）

県は、

施策の策定及び実施に当たっては、住民に身近な歯科保健サービスを実施する市町との連携に努める。

市町が自主的、主体的に施策を策定し、実施することを促進するため、情報の提供及び専門的又は技術的な支援等を行う。

民間企業と連携し、効果的な普及啓発に努める。

#### 第6条（県民の責務）

歯・口腔の健康づくりに関する理解を深め、日常生活において、自ら歯科疾患の予防に取り組み、定期的な歯科検診や、必要に応じた歯科保健指導を受けるよう努める。

保護者は、子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期の治療、適切な食習慣の定着等に取り組むよう努める。

#### 第7条（歯科医師等の責務）

良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力する。

#### 第8条（教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努力するとともに、他の関係者との連携に積極的な役割を果たす。

#### 第9条（事業者及び保険者の役割）

事業者は、従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保等に積極的な役割を果たす。

保険者は、被保険者の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保等に積極的な役割を果たす。

#### 第10条（基本的施策）

県は次の施策を講ずること。

歯・口腔の健康づくりに関する情報提供や、知識の普及啓発を図ること。

8020運動その他年齢に応じた歯・口腔の健康づくりを推進すること。

定期的な歯科検診及び歯科保健指導の実施を支援すること。

乳幼児期及び学齢期における歯・口腔の健やかな成長発育のための対策を支援すること。

フッ化物応用等の歯科疾患の予防のための対策を支援すること。

乳幼児等に対する歯科保健医療の確保を支援すること。

成人期における歯周病の予防及び進行の抑制のための対策を支援すること。

妊産婦、障害者等、特に配慮を要する者に対する歯科保健医療サービスの確保を支援すること。

中山間地域における歯科保健医療サービスの確保を支援すること。

教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の資質の向上を図ること。  
施策を効果的に実施するため、関係機関との連携に努めること。

#### 第11条（推進計画）

知事は、歯・口腔の健康づくりに関する推進計画を策定する。

推進計画には、次の事項を定める。

- ・ 施策についての基本的な方針及び目標
- ・ 施策を推進するために必要な事項

推進計画の作成にあたっては、県民の意見を反映すること。

推進計画を策定したときは、遅滞なく公表すること。

#### 第12条（状況調査等）

県は、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況等を調査及び分析し、その結果を公表すること。

乳幼児期及び学齢期における歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努める。

#### 第13条（歯・口腔の健康づくり推進週間）

歯・口腔の健康づくりに関する県民の理解を深め、歯科疾患を予防する意識を高めるため、歯・口腔の健康づくり推進週間（毎年11月8日から同月14日まで）を設ける。

県は、推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施する。

#### 第14条（財政上の措置）

県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

#### 附 則

公布の日から施行する。